

第70回 定時株主総会 招集ご通知

▶ 開催日時

平成27年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 開催場所

茨城県水戸市南町二丁目6番10号
当社水戸支店 7階会議室

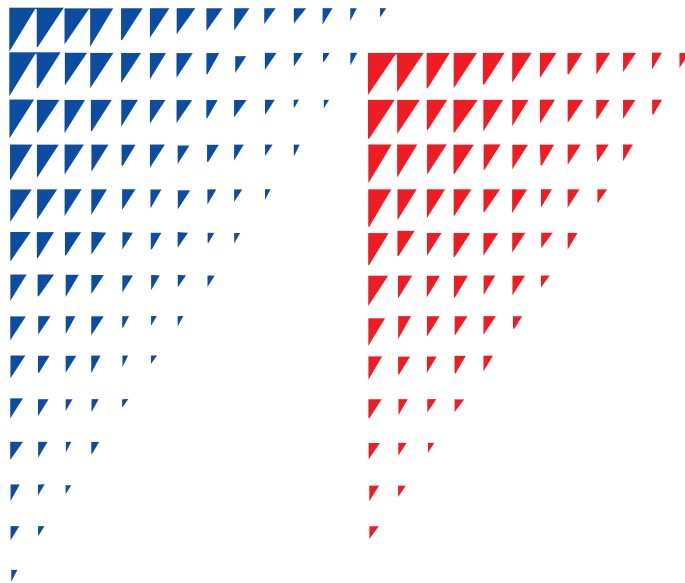
郵送及びインターネット等による議決権行使期限

平成27年6月24日（水曜日）午後5時まで

CONTENTS

■ 第70回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役4名選任の件	9
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	12
（添付書類）	
■ 事業報告	13
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	43
株主総会会場ご案内図	

証券コード：8622



株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号

水戸証券株式会社代表取締役会長 **小林一彦**

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を使用することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、折返しご返送くださるか、または議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）より、**平成27年6月24日（水曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成27年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2. 場 所** 茨城県水戸市南町二丁目6番10号 当社水戸支店 7階会議室
- 3. 目的事項** **報告事項** 第70期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項 **第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 4. 議決権の行使についてのご案内** 次頁「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告および計算書類記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正の内容を当社ホームページ（<http://www.mito.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- 当日は当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

▶ 議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会開催日時

平成27年6月25日（木曜日）午前10時開催

（受付は9時に開始いたします）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）による議決権行使

行使期限

平成27年6月24日（水曜日）午後5時到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、行使期限までに到着するようご返送ください。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

行使期限

平成27年6月24日（水曜日）午後5時まで

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト <http://www.e-sokai.jp> をご利用いただくことによるのみ可能です。この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について」をご確認くださいようお願い申し上げます。



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成27年6月24日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ④ インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ⑤ インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ⑥ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は株主さまのご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以上

パソコンによる場合

議決権行使ウェブサイト <http://www.e-sokai.jp> にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

◆◆ ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ◆◆

- 本サイトのご利用にあたっては、下の「インターネットによる議決権行使について」をクリックのうえ、記載内容をよくお読みください。

[インターネットによる議決権行使について](#)

- 上記記載内容をご了承くださる方は、【次へすすむ】ボタンをクリックして「議決権行使ウェブサイト」をご利用ください。

次へすすむ

閉じる

▶「次へすすむ」をクリック

STEP 2 ログインする

◆◆ ログイン ◆◆

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右片に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード: ---

ログイン

閉じる

▶お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

▶「ログイン」をクリック

STEP 3 パスワードの入力

◆◆ パスワード認証 ◆◆

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、[こちら](#)をクリックしてください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

次へ

▶「パスワード」を入力

▶「次へ」をクリック

▶以降は画面の案内にしたがって各議案の賛否を入力

インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。
- (4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※ Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation のAdobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2. 携帯電話を利用する場合

- (1) 「iモード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ] のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
- (2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください
ますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社代理人部

(ウェブサポート専用ダイヤル) ☎ 0120-707-743

受付時間 9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

▶ 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の株主還元は、株主の皆さまにベストを尽くすという経営理念に基づき、原則として1株当りの年間配当額については、安定的かつ継続的な配当を勘案しつつ、配当性向30%以上となるよう業績に応じて配当を行っていくことを基本方針としております。また、自己株式の取得については、市場や業績等を総合的に勘案したうえで、機動的に実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づいて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき11円とさせていただきますと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金5.5円を含め、1株につき16.5円となります。

1. 配当財産の種類 金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金11円

総額 793,340,801円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第26条（社外取締役の責任限定）および第30条（社外監査役の責任限定）を規定しております。

今般、会社法第427条の改正により責任限定を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第26条および第30条の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第25条 (省略)	第1条～第25条 (現行どおり)
(社外取締役の責任限定)	(取締役の責任限定)
第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>社外取締役</u> との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、7百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u> との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、7百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第27条～第29条 (省略)	第27条～第29条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第35条 (省略)</p>	<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第35条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 真殿修治、魚津亨、石井勝範の3氏の任期が満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの強化を図るため、社外役員1名を増員することとし、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 ^{うお}魚 ^づ津 ^{とおる}亨 **再任**



▶生年月日 昭和34年10月1日生

▶所有する当社株式の数 3,860株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和58年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
平成21年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）
事務統括部部长
平成24年7月 同行事務サービス推進部部长
平成25年4月 同行執行役員大企業法人ユニット長付審議役
平成25年5月 当社入社
顧問
平成25年6月 常務取締役
経営企画部、財務部、商品企画部、商品部、投資顧問部管掌
平成26年4月 常務取締役
経営企画部、商品企画部、商品部、投資顧問部管掌
平成27年4月 取締役副社長
経営企画部、法務部、商品企画部、商品部、投資顧問部管掌
現在に至る

2 石井 勝範 再任



▶生年月日 昭和32年2月26日生

▶所有する当社株式の数 22,871株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和54年4月 当社入社
 平成17年11月 総務部長
 平成20年7月 執行役員総務部担当
 平成20年8月 執行役員人事・研修部、総務部担当
 平成22年3月 執行役員人事・研修部長
 平成23年3月 執行役員人事・研修部担当
 平成24年4月 執行役員人事部、総務部担当
 平成25年4月 執行役員人事部担当
 平成25年6月 取締役
 リスク管理部、総務部、コンプライアンス部、審査部管掌
 平成26年6月 取締役
 リスク管理部、コンプライアンス部、審査部管掌
 平成26年10月 取締役
 監査部、リスク管理部、コンプライアンス部、審査部管掌
 平成27年4月 取締役
 監査部、リスク管理部、コンプライアンス部、業務指導部、
 審査部管掌
 現在に至る

3 川崎 洋 新任



▶生年月日 昭和32年8月2日生

▶所有する当社株式の数 17,556株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和55年4月 当社入社
 平成13年3月 足利支店長
 平成17年6月 取手支店長
 平成20年4月 土浦支店長
 平成22年4月 執行役員システム統括部、事務管理部担当
 平成24年4月 執行役員システム統括部、事務企画部、集中事務部担当
 平成26年4月 常務執行役員人事部、人材育成部、総務部担当
 現在に至る



▶生年月日 昭和20年12月26日生

▶所有する当社株式の数 10,000株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和43年 4月 トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社

平成11年 6月 トヨタ自動車株式会社 取締役

平成12年 7月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長

平成20年 6月 同社 相談役

平成20年 6月 あいおい損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）代表取締役会長

平成23年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 特別顧問

平成25年 6月 サンデン株式会社（現サンデンホールディングス株式会社）

社外取締役

現在に至る

▶重要な兼職の状況

サンデンホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 尾崎英外氏は、社外取締役候補者であります。
3. 尾崎英外氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届出る予定であります。
4. 尾崎英外氏は、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 第2号議案（定款一部変更の件）が承認され、かつ、尾崎英外氏が社外取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および変更後の定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を700万円または法令が定める額とのいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

いち かわ
市 川

ゆたか
穰

補欠監査役



▶生年月日 昭和45年9月8日生

▶所有する当社株式の数 0株

▶略歴、重要な兼職の状況および当社における地位

平成11年10月 司法試験合格

平成13年11月 弁護士登録

平成15年6月 虎ノ門南法律事務所弁護士
現在に至る

▶重要な兼職の状況

虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 市川穰氏は補欠の社外監査役候補者であり、監査役 大野一氏および尾林雅夫氏の補欠として選任をお願いするものであります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
3. 市川穰氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての経験と幅広い見識があり、社外監査役に就任した場合、その高い専門知識を十分に活かし、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 第2号議案（定款一部変更の件）が承認され、かつ、市川穰氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および変更後の定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を500万円または法令が定める額とのいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上



事業報告

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当事業年度のがわが国経済は、17年ぶりに引き上げられた消費税率の影響により、予想以上に厳しいものとなりました。国内総生産（GDP）は、4－6月期が実質年率6.4%減、当初復調が見込まれていた7－9月期も実質年率2.6%減と2四半期連続のマイナス成長となりました。こうした状況を受け、日銀は10月末に追加緩和を決定し、安倍首相は消費税率の再引き上げ時期を平成29年4月へと1年半延期することを決め、再増税による景気圧迫のリスクは先送りされることになりました。海外においては、欧州や中国経済が依然停滞気味で、欧州中央銀行（ECB）や中国人民銀行が金融緩和策を講じる一方、米国経済は順調な回復傾向を示しており、米連邦準備制度理事会（FRB）は10月末に資産買入れの終了を決定し、金融政策の正常化を視野に入れる状況となるなど、日・米・欧・中で景気の足取りや金融政策の方向性にばらつきが強まる格好となりました。

株式市場は、時折大きな調整を挟みながらも上昇傾向をたどりました。当初は、消費増税の悪影響を先取りした年初以来の調整局面を引きずる格好となりましたが、5月前半でその調整も一巡し、かんぽ生命の日本株投資比率引き上げ観測や政府が年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用手法の弾力化を進める意向を示したことが契機となり、株価は底入れしました。国内総生産（GDP）の低迷とは裏腹に、個別の企業業績が円安の恩恵を受けるなど順調に拡大したことを好感

し、9月末まで株価は戻り歩調となりました。10月に入ると国際通貨基金（IMF）による世界経済見通しの引き下げや西アフリカにおけるエボラ出血熱が深刻さを増したことから、株安の連鎖が世界に広がりましたが、10月末には日銀が追加緩和を実施したことで再度リスクを取る動きが強まり、調整は短期間で終了しました。平成27年は調整で始まったものの、業績が好調な企業が賃上げに意欲的な姿勢を示したことや、資本効率重視の経営スタンスが評価される状況となり相場は盛り返す格好となりました。こうした状況を受け、当事業年度末の日経平均株価は平成26年3月末比29.5%高の19,206円99銭と、約15年ぶりの水準で取引を終えました。

このような状況のもと、当社における株券委託売買金額は8,797億円（前期比75.4%）となりました。

投資信託の販売動向としては、主要国株式相場の堅調な動きを受け、株式型投信が人気を集めるなか、当社においても新興国債券や株式等を主な投資対象とする投資信託の販売が好調に推移しました。

このような状況のもと、当社における投資信託の期末純資産額（「水戸ファンドラップ」を含む）は、3,349億円（同114.6%）となりました。

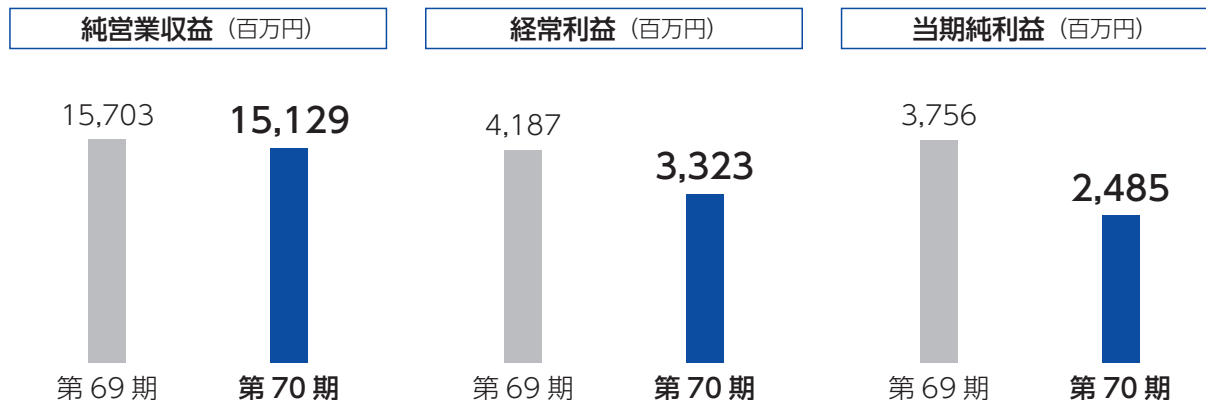
外貨建債券については毎月売出しを行い、トルコ・リラ建債券、インド・ルピー建債券、インドネシア・ルピア建債券などを中心に販売は好調に推移しました。当社における外貨建債券の期末残

高は709億円（同110.9%）となりました。

また、収益の多様化の一環として取り組んでおります外国株式については、期末預り残高は157億円（同187.2%）となりました。

ラップ口座については、アベノミクス以降の運用環境の改善が追い風となって国内市場の拡大が続いております。当社においても、平成21年3月に運用を開始した「水戸ファンドラップ」の契約および残高が順調に増加し、期末純資産残高は398億円（同139.2%）となりました。

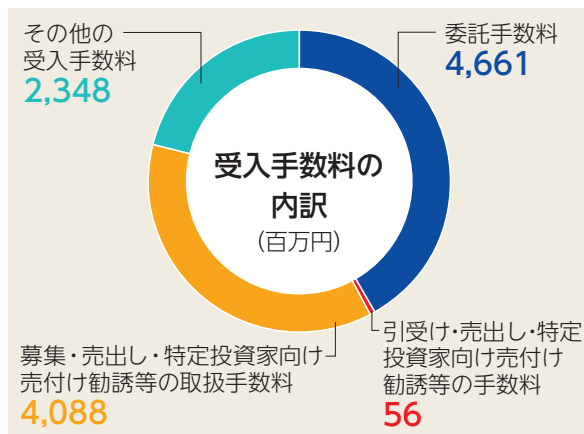
以上のことから、当事業年度の業績は、営業収益が151億92百万円（前期比96.4%）、営業収益より金融費用62百万円（同105.1%）を控除した純営業収益は151億29百万円（同96.3%）となりました。また、販売費・一般管理費は121億41百万円（同101.0%）となり、その結果、営業利益は29億88百万円（同81.2%）、経常利益は33億23百万円（同79.4%）、当期純利益は24億85百万円（同66.2%）となりました。



主な概況は以下のとおりであります。

(1) 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は、111億55百万円（前期比87.3%）となりました。



イ 委託手数料

「委託手数料」は、46億61百万円（同67.4%）となりました。これは、株券委託売買金額が8,797億円（同75.4%）と減少したことにより、株式の委託手数料が46億10百万円（同67.2%）となったことによるものです。また、受益証券の委託手数料は51百万円（同104.3%）となりました。

ロ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、56百万円（同86.6%）となりました。これは、株式の売出しによるものでありま

す。

ハ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、40億88百万円（同107.5%）となりました。これは、ハイ・インカム・ソブリンファンドや新興国の高配当株式などを主な投資対象とする投資信託の販売が好調だったことによるものです。また、「その他の受入手数料」は、投資信託の代行手数料やファンドラップ手数料の増加等により、23億48百万円（同117.9%）となりました。

(2) トレーディング損益

当事業年度のトレーディング損益は、株券等が米国株式の売買高の増加により10億17百万円（前期比292.8%）、債券・為替等が外債の売買高の増加により27億38百万円（同118.4%）となり、合計で37億55百万円（同141.1%）となりました。

(3) 金融収支

当事業年度の金融収益は、信用取引収益の減少等により2億34百万円（前期比84.5%）、金融費用は信用取引費用の増加等により62百万円（同105.1%）で差引収支は1億72百万円（同78.8%）の利益となりました。

(4) 販売費・一般管理費

当事業年度の販売費・一般管理費は、前期発生したシステム移行に伴う一時費用がなくなったことにより事務委託費が減少する一方、キャンペーン費用などの広告宣伝費や人材育成に伴う研修費用が増加したことなどにより、121億41百万円（前期比101.0%）となりました。

(5) 特別損益

当事業年度の特別利益は固定資産売却益19百万円（前事業年度実績－百万円）となりました。また、特別損失は、減損損失6百万円（同－百万円）、金融商品取引責任準備金繰入れ3百万円（同23百万円）となり、差引9百万円の利益（同5億46百万円）となりました。

受入手数料の商品別内訳は、次のとおりであります。

区 分	第69期 (25.4.1～26.3.31)		第70期（当事業年度） (26.4.1～27.3.31)	
	百万円	構成比 %	百万円	構成比 %
株 券	6,960	54.5	4,691	42.1
債 券	15	0.1	10	0.1
受 益 証 券	5,784	45.3	6,438	57.7
そ の 他	12	0.1	16	0.1
合 計	12,772	100.0	11,155	100.0

② 資金調達の状況

増資・社債の発行等による資金調達は実施しておりません。

③ 設備投資の状況

当事業年度は、主要な設備投資は実施しておりません。

④ 対処すべき課題

当社は、これまでの成果と当社の強みを活かし、安定的に利益をあげる企業構造構築のため、第三次中期経営計画（平成25年4月から平成28年3月）を策定し、達成に向け推進中であります。当事業年度においては、投資信託やファンドラップの残高積み上げにより、ストック収入（投信代行・FW報酬）による販売費・一般管理費のカバー率が前期比2.8ポイント上昇し19.0%となり、安定収益基盤の構築に一定の成果を収めることができました。また、第三次中期経営計画にお

いて、当社はお客さまにとって「安心して取引できる」「運用アドバイスがうまい」「いつでもどこでも相談できる」資産運用アドバイザーであり続けることをミッションに掲げ、その達成のため以下の施策を推進しております。

〈店舗機能の充実〉

お客さまとの接点を拡充するため、店舗の新設や改修を実施し、身近で親身になって相談できる店舗をつくります。

当事業年度の成果としては、昨年6月に栃木県下野市に下野営業所を開設したほか、川口支店、秦野支店をはじめ、合計6店舗のリニューアル・設備更新工事を実施しております。今後も、お客さまとの接点の拡充や相談しやすい店舗作りを進めてまいります。

〈商品の多様化〉

お客さまの投資目的にマッチした投資信託、信

用度の高い外国債券、リスクを抑えた運用が特徴のファンドラップの提案をしております。ファンドラップについては、本年4月より奇数月に定額を払戻す「定時定額払戻」、投資一任契約を維持したまま全資産をキャッシュ化する「マネープール」のサービスを開始いたしました。また、外国株式については、取扱い銘柄数を拡充するなど、商品の多様化に向けて取り組んでまいります。

〈アドバイススキルの向上〉

AFP、CFP等の資格を持った営業員を配置し、お客さまの運用ニーズに応えます。当事業年度においては、2級FP資格取得者が、営業員の62.2%まで増加いたしました。今後もアドバイススキル向上のために各種研修制度の充実を図ってまいります。

〈情報提供の強化〉

投資情報に加え、お客さまのライフプラン、マネープランに欠かせない相続・贈与・税制等に関する相談に応じ、手続き等をサポートします。

当事業年度においては、経済講演会や相続・贈与セミナーを積極的に開催し、多くのお客さまにご来場いただきました。今後もさらに推進してまいります。

〈業務品質の向上〉

当事業年度の成果としては、一部の部署において業務品質向上のためにQC（Quality Control）

サークル活動に取組み、事務ミスの減少および業務習熟度の向上を図りました。今後もQCサークル活動を拡大し、サービスのさらなる品質向上に努めてまいります。

〈経営ビジョン〉

当社は1921年に創業し、6年後の2021年に100周年を迎えます。100周年に向けて当社のあるべき姿を明確化し、次の100年の礎とするために、「経営ビジョン」を策定しました。

「経営ビジョン」は経営理念を具体化したものであり、今後予定される第四次中期経営計画および

2021年度を最終年度とする第五次中期経営計画の指針となるものです。

当社はこのビジョンをお客さま、株主さま、社員、地域社会の皆さまなど多くのステークホルダーに示し、中長期的に自らの企業価値を高めていくことを通して、社会の中でかけがえのない存在となることを目指してまいります。

経営ビジョン

1. お客さまからの信頼度No.1の会社
2. 社員が誇りを持って働き自己実現できる会社
3. 金融サービスと情報発信で地域社会の発展に貢献する会社
4. ビジネス構造の変革に挑戦し続ける会社

経営ビジョンが目指す経営指標

平均 ROE 8%
(2016～2018年度)

平均 ROE 10%
(2019～2021年度)

ストック収入
(投信代行・FW報酬)
による販管費カバー率
30%以上
※2021年度目標値

ファンドラップ
預り資産 1,000億円
※2022年3月末目標値

・ストック収入:投資信託の代行手数料とファンドラップ(FW)投資一任報酬の合計

経営ビジョンを支える7つの基本戦略

- 資産運用アドバイザーの実践
- ビジネス倫理・法令遵守の徹底
- 全社員のスキルアップ
- 多様な働き方に応じた人事・評価制度
- 収益基盤の拡充
- 地域貢献への取組み
- 戦略的な店舗展開

対象期間 2015年4月～2022年3月(7年間)

当社は第三次中期経営計画および経営ビジョンの達成に向け、今後も全社一丸となって取り組んでまいります。

⑤ 財産および損益の状況

区 分	第67期 (23.4.1～24.3.31)	第68期 (24.4.1～25.3.31)	第69期 (25.4.1～26.3.31)	第70期 (当事業年度) (26.4.1～27.3.31)
営 業 収 益 (うち受入手数料)	10,993 (7,966)	14,062 (10,260)	15,762 (12,772)	15,192 (11,155)
経 常 利 益	285	2,847	4,187	3,323
当 期 純 利 益	136	2,612	3,756	2,485
1株当たり当期純利益	1円84銭	35円24銭	50円67銭	34円04銭
総 資 産	45,958	58,636	62,265	68,745
純 資 産	28,162	33,696	36,690	39,197

⑥ 主要な事業内容

(1) 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、お客さまの注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件でお客さまに販売する業務

ニ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、お客さまに販売する業務

(2) 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

(3) 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(4) 証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

(5) 投資運用業務

投資運用業務は、お客さまとの投資一任契約に基づき、金銭その他の財産の運用とその指図を行う業務から成り立っております。

⑦ 営業所の状況

所在地別内訳

本店 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

支店 茨城県 水戸・日立・土浦・
つくば・石岡・取手・
下館・かしま・守谷・
カスタマーセンター

埼玉県 川口・草加・所沢・
東松山・熊谷

千葉県 千葉・柏・館山・佐原

神奈川県 横浜・秦野

栃木県 小山・足利・
下野（営業所）

群馬県 高崎

福島県 いわき

⑧ 使用人の状況

区分	使用人数	前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
男性	542名	0名	44.8歳	19.0年
女性	151	3	39.1	15.0
計または 平均	693	3	43.5	18.1

(注) 使用人には出向社員2名、歩合外務員8名を含んでおります。

⑨ 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,500
株式会社常陽銀行	900
株式会社武蔵野銀行	300
株式会社筑波銀行	40

2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数 普通株式 194,600,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 75,689,033株

(注) 平成26年9月12日付けで実施した自己株式の消却により前期末に比べて1,600,000株減少しております。

③ 当事業年度末の株主数 8,579名 (前期末比36名増)

④ 大株主の状況

上位10名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	5,560 ^{千株}	7.71 [%]
株式会社常陽銀行	3,474	4.82
小林協栄株式会社	3,276	4.54
東洋証券株式会社	2,800	3.88
株式会社みずほ銀行	2,000	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,728	2.40
第一生命保険株式会社	1,200	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,190	1.65
株式会社武蔵野銀行	1,167	1.62
小林彦	1,011	1.40

(注) 持株比率は、自己株式(3,567,142株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	小林 一彦		東京証券業健康保険組合 理事長
取締役社長 (代表取締役)	真殿 修治		
常務取締役	小橋 三男	人事部、人材育成部、総務部、システム統括部、事務企画部、集中事務部管掌	
常務取締役	魚津 亨	経営企画部、商品企画部、商品部、投資顧問部管掌	
取締役	石井 勝範	監査部、リスク管理部、コンプライアンス部、審査部管掌	
取締役	増田 克夫	投資情報部、営業第一ブロック、営業第二ブロック、営業第三ブロック、ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセンター、引受部、法人営業部管掌	
取締役	鈴木 忠宏		
常勤監査役	猪狩 久夫		静岡東海証券株式会社 社外監査役
常勤監査役	沖村 哲志		
監査役	大野 了一		虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士
監査役	尾林 雅夫		税理士法人 日本橋総合会計 代表社員 佐藤製薬株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 鈴木忠宏氏は「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 大野了一、尾林雅夫の両氏は「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 鈴木忠宏および監査役 大野了一、尾林雅夫の三氏を、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程第436条の2」に定める独立役員に指名しております。
 4. 監査役 猪狩久夫、沖村哲志の両氏は、当社経理・財務部門での業務経験を有しており、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役 尾林雅夫氏は税理士であることから、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

地 位	氏 名	退任年月日
取締役副社長	山 本 浩	平成26年4月9日
常勤監査役	松 延 政 利	平成26年6月26日

なお、取締役副社長山本浩氏は死亡による退任であります。また、常勤監査役松延政利氏は辞任による退任であります。

6. 当事業年度中に新たに就任した取締役および監査役は次のとおりであります。

地 位	氏 名	就任年月日
取 締 役	増 田 克 夫	平成26年6月26日
取 締 役	鈴 木 忠 宏	平成26年6月26日
常勤監査役	沖 村 哲 志	平成26年6月26日

7. 平成27年4月1日付けをもって、次のとおり取締役の地位および担当を変更しております。

地 位	氏 名	担 当
取締役副社長	魚 津 亨	経営企画部、法務部、商品企画部、商品部、投資顧問部管掌
取 締 役	石 井 勝 範	監査部、リスク管理部、コンプライアンス部、業務指導部、審査部管掌

8. 平成27年6月1日付けをもって、次のとおり取締役の地位および担当を変更しております。

地 位	氏 名	担 当
取締役社長 (代表取締役)	小 橋 三 男	人事部、人材育成部、総務部、システム統括部、事務企画部、集中事務部管掌
取 締 役	真 殿 修 治	

② 責任限定契約に関する事項

当社は社外取締役 鈴木忠宏氏、社外監査役 大野一氏および尾林雅夫氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任は、社外取締役については700万円または法令が定める額とのいずれか高い額とし、社外監査役については500万円または法令が定める額とのいずれか高い額としております。

③ 取締役および監査役ごとの報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	名 8	百万円 203
監 査 役	5	39
合 計	13	243

(注) 1. 株主総会決議に基づく報酬限度枠(年額)は、取締役400百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)、監査役60百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)であります。

2. 上記の取締役報酬等の額には、賞与として支給する予定の額を含んでおります。

4. 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大野 了一 (社外監査役)	虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士
尾林 雅夫 (社外監査役)	税理士法人 日本橋総合会計 代表社員 佐藤製菓株式会社 社外監査役

- (注) 1. 虎ノ門南法律事務所は、当社が法律上の助言等に関する顧問契約を締結している弁護士の所属する法律事務所であります。
2. 税理士法人日本橋総合会計は、当社が税務上の助言等に関する顧問契約を締結している法人であります。
3. 佐藤製菓株式会社と当社は一切関係がございません。

② 社外役員の主な活動状況

	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木 忠宏	社外取締役就任後の取締役会14回のうち13回に出席し、証券会社の元経営者として総合的な見地から発言を行っております。
監査役	大野 了一	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また、監査役会6回の全てに出席し、主に弁護士としての立場から、当社の法的問題につき発言を行っております。
監査役	尾林 雅夫	当事業年度開催の取締役会19回の全てに、また、監査役会6回の全てにそれぞれ出席し、主に税理士としての立場から、当社の会計処理につき発言を行っております。

③ 社外役員に対する報酬等の総額

区分	支給人員 名	報酬等の額 百万円
社外役員の報酬等の総額等	3	10

5. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

35百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めて記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、以下に掲げる事項に該当する場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ③ 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等を評価し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は次のとおりであります。

① 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針について以下のとおり定めるとともに、内部統制システムの改善・充実に不断の努力を行うものとする。

【取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 取締役会は、法令・定款に基づき「取締役会規程」を制定し、取締役会付議・報告事項等を定め、当該規程に則り会社の業務を決定するとともに取締役の業務執行を監視・監督する。
また、社外取締役においては、会社経営等の専門家としての外部視点から、業務執行の監督・助言を行うことにより、業務執行の透明性と効率性の向上に資するものとする。
- ② 当社は、「経営理念」、「倫理規程」、「行動規範」、「コンプライアンス方針」を制定し、法令および

び社会規範の遵守に努めるとともに、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会を設置し、内部統制とコンプライアンス体制の強化・充実に努め、その活動内容は定期的に取締役会および監査役に報告する。

- ③ 当社は、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理し、内部管理体制の強化を図るために、日本証券業協会規則に基づき、内部管理を担当する取締役を内部管理統括責任者に選任する。

また、執行役員および使用人は社内規則に則り、職制を通じて適正な業務の遂行に努め、規則違反等があった場合は「就業規則」に基づく適正な懲戒処分を実施する。

- ④ 当社は、法令・諸規則上疑義のある役職員の行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度（ホットライン）を設ける。
- ⑤ 当社は、業務執行部門から独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会および監査役に適宜報告する。
- ⑥ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制を整備し、適正な運用に努め

るとともに、それを評価するための体制を確保する。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款および取締役会規程、経営会議規程、諸会議・委員会規則、稟議決裁要領等の社内規則に基づき、適切に保存・管理する。
- ② 当社は「情報セキュリティポリシー」に基づき、所有するすべての情報資産について適切に保護を実施するとともに、お客さま情報については「個人情報保護規程」を制定し、厳重に管理する。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

- ① 「リスク管理規程」、「リスク算定基準」、「リスク算定要領」等の社内規則を定め、金融商品取引法に規定するリスクカテゴリー毎の責任部署ならびに当該リスク算定を検証・統括する部署（リスク管理部）を設置し、リスク管理の状況について代表取締役および取締役会、監査役に定期的に報告する。
- ② 上記の他、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスク等の業務に付随するリスク管理については、各業務の主管部署がリスクの把握とその未然防止に努めるとともに、リスクを統合的に管理する部署（リスク管理部）がリスクの現状について分析し、取締役

会および監査役に定期的に報告する。

- ③ 当社は、「危機管理規程」を制定し、災害等の緊急時における事業継続計画（BCP）を定め、重要な業務を中断させない、または中断しても短期間で再開されるよう対応する。
- ④ 内部監査部門（監査部）は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長および監査役に報告する。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 意思決定・業務執行監督機関である取締役会のもとに経営会議および内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の会議体組織を設置し、具体的な業務執行および内部統制・コンプライアンスに関する決定や取締役会審議事項の先議を行うなど職務執行の効率化を図る。
- ② 執行役員制度を導入し、執行役員の業務執行に係る責任と権限を明確にしたうえで、取締役は業務執行の指揮・監督を行う。
- ③ 定款および社内諸規則に基づく意思決定および「業務分掌・職務権限規程」の定めに基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- ④ 年度計画および中期計画に基づき、毎期の業務部門毎の予算を設定するとともに、管理会計システムによる月次・半期毎の実績集計とその結果報告を基にしたレビューによる改善・修正をもって業務の効率性を確保する。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項】

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役社長は監査役会との意見交換を行い、監査部に必要な使用人を配置する。
- ② 上記の監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するために、当該使用人の異動・評価・懲戒処分については、監査役会の同意を必要とする。

【取締役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制】

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を監査役に報告しなければならない。
- ② 監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役・執行役員および使用人に、業務執行状況について報告を求めることとする。

【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するとともに、監査方針および監査計画

ならびに監査実施状況および結果について適宜説明することとする。

- ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うこととする。

② 反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言している。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

- ① 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保する。
- ② 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士および日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ③ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤ 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行わない。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

- ① 当社は、「倫理規程」ならびに「行動規範」を制定し、両規程に定める「社会秩序の維持と社会的貢献の実践」の実効性確保を図るため、「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定するとともに、当社のコンプライアンス委員会の下に「反社会的勢力対応専門部会」を設置している。
- ② 社内体制の整備状況
 - イ. 対応統括部署
統括部署：コンプライアンス部
責任者：(本社)コンプライアンス部長
(支店)主に内部管理責任者
 - ロ. 外部の専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備え、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係の構築を図っている。
 - ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
反社会的勢力の情報を集約し、データベースの構築を行っている。
 - ニ. 社内規則の整備
「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」ならびに「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、次のとおり実務面での対応方針、具体的な対応方法を周知徹底している。
 - ・営業部店窓口での新規口座開設手続き時

の当社保有データとのフィルタリング実施後、集中事務部で反社情報照会システム（日本証券業協会）にてフィルタリングを実施

- ・新規のお客さまに対しては、あらかじめ、反社会的勢力でない旨の確約を受領
- ・既存のお客さまが反社会的勢力等と判明した場合には、当該取引関係の可及的速やかな解消
- ・約款・規程集に反社会的勢力排除条項を記載
- ・反社会的勢力への対応について、「基本方針」を店頭・HPで告知
- ・疑わしき取引の届出制度（マネーロンダリング防止対策の一環）の活用

ホ. 研修活動の整備

当局等が開催する不当要求防止責任者講習・研修会等に参加し、反社会的勢力からの不当要求への対応方法等について従業員に対する指導を行う。統括部署（コンプライアンス部）は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領および反社会的勢力に関する情報の管理要領等について社内研修を実施する。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元は、株主の皆さまにベストを尽くすという経営理念に基づき、原則として1株当たりの年間配当額については、安定的かつ継続的な配当を勘案しつつ、配当性向30%以上となるよう業績に応じて配当を行っていくことを基本方

針としております。また、自己株式の取得については、市場や業績等を総合的に勘案したうえで、機動的に実施していくことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

▶ 計算書類

貸借対照表 平成27年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		金額
科目		
(資産の部)		
流動資産		50,098
現金・預金		20,842
預託金		12,000
トレーディング商品		2,871
商品有価証券等		2,871
信用取引資産		10,547
信用取引貸付金		10,047
信用取引借証券担保金		499
立替金		59
募集等払込金		2,858
短期貸付金		28
前払費用		58
未収収益		489
繰延税金資産		333
その他の流動資産		9
固定資産		18,647
有形固定資産		3,892
建物		2,045
器具備品		400
土地		1,373
リース資産		37
その他の		36
無形固定資産		172
電話加入権		51
ソフトウェア		120
投資その他の資産		14,582
投資有価証券		13,757
出資		5
長期貸付金		11
長期差入保証金		794
その他の		30
貸倒引当金		△18
資産合計		68,745

負債・純資産の部		金額
科目		
(負債の部)		
流動負債		23,791
約定期見返勘定		2,419
信用取引負債		1,911
信用取引借入金		953
信用取引貸証券受入金		958
預り入金		13,590
受入保証券		862
短期借入金		2,740
リース負債		12
未払金		301
未払費用		496
未払法人税等		781
賞与引当金		670
その他の流動負債		5
固定負債		5,660
長期未払金		343
繰延税金負債		27
退職給付引当金		2,444
資産除去債務		2,466
その他の固定負債		333
特別法上の準備金		44
金融商品取引責任準備金		95
負債合計		29,547
(純資産の部)		
株主資本		33,113
資本		12,272
資本剰余金		8,080
資本準備金		4,294
その他の資本剰余金		3,785
利益剰余金		14,013
その他の利益剰余金		14,013
別途積立金		7,247
繰越利益剰余金		6,765
自己株		△1,252
評価・換算差額等		6,083
その他の有価証券評価差額金		6,083
純資産合計		39,197
負債・純資産合計		68,745

損益計算書 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		15,192
受 入 手 数 料		11,155
委 託 手 数 料	4,661	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	56	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	4,088	
そ の 他 の 受 入 手 数 料	2,348	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		3,755
金 融 収 益		234
信 用 取 引 収 益	179	
受 取 債 券 利 子	29	
受 取 利 息	25	
そ の 他 の 金 融 収 益	0	
そ の 他 の 営 業 収 益		46
金 融 費 用		62
信 用 取 引 費 用	21	
支 払 利 息	41	
純 営 業 収 益		15,129
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		12,141
営 業 利 益		2,988
営 業 外 収 益		344
受 取 配 当 金	186	
雑 収 入	157	
営 業 外 費 用		9
雑 損 失	9	
経 常 利 益		3,323
特 別 利 益		19
固 定 資 産 売 却 益	19	
特 別 損 失		10
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	3	
減 損 損 失	6	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,332
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,229	
法 人 税 等 調 整 額	△382	847
当 期 純 利 益		2,485

株主資本等変動計算書 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日

(単位：百万円)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	12,272	4,294	4,342	8,637
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△556	△556
当期変動額合計	－	－	△556	△556
当期末残高	12,272	4,294	3,785	8,080

項目	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,247	5,346	12,594	△1,023	32,480
当期変動額					
剰余金の配当		△1,066	△1,066		△1,066
当期純利益		2,485	2,485		2,485
自己株式の取得				△786	△786
自己株式の消却				556	－
当期変動額合計	－	1,419	1,419	△229	633
当期末残高	7,247	6,765	14,013	△1,252	33,113

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,209	4,209	36,690
当期変動額			
剰余金の配当			△1,066
当期純利益			2,485
自己株式の取得			△786
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,873	1,873	1,873
当期変動額合計	1,873	1,873	2,507
当期末残高	6,083	6,083	39,197

注記事項

1. 当社の計算書類は「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）ならびに「有価証券関連業經理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準および評価方法
 - 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) トレーディング商品（売買目的有価証券）
 - ①目的と範囲

自己の計算に基づき、時価の変動または市場間の格差等を利用して利益を得ること、およびそれらの取引により生じ得る損失を減少させることを目的としております。

その範囲は、有価証券、有価証券に準ずる商品、デリバティブ取引等であります。
 - ②評価基準および評価方法

時価法を採用しております。
 - (2) トレーディング商品に属さない有価証券等

その他有価証券

 - ①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。
 - ②時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。な
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	14～50年
器具・備品	5～6年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当社所定の計

算方法による支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を、金融商品取引責任準備金として計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

（退職給付に関する会計基準の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎として割引率を決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更を行っておりますが、利益剰余金に加減する影響額はありません。

この結果、当事業年度の計算書類への影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 資産につき設定している担保権の明細

（単位：百万円）

担保権によって担保されている債務		担保に供している資産			
内容	対応債務残高	建物	土地	投資有価証券	合計
信用取引借入金	953	—	—	—	—
短期借入金	2,440	1,471	1,288	8,665	11,425
金融機関借入金	2,440	1,471	1,288	8,665	11,425
計	3,393	1,471	1,288	8,665	11,425

（注）上記以外に担保等として差入れている資産は次のとおりであります。

- (1) 信用取引借入金のためとして、信用取引受入保証金代用有価証券612百万円、自己融資見返株券419百万円、および信用取引の本担保証券950百万円を差入れています。
- (2) 金融商品取引所への長期差入保証金代用有価証券として、投資有価証券188百万円を差入れています。
- (3) 先物取引証拠金等の代用（お客さまの直接預託に係るものを除く）として、投資有価証券921百万円、および自己融資見返株券6百万円を差入れています。
- (4) 信用取引貸証券は1,037百万円であります。

2. 担保等として受け入れた有価証券

信用取引貸付金の本担保証券	9,576百万円
信用取引借証券	498
受入保証金代用有価証券	14,683
信用取引受入保証金代用	14,471
先物取引受入証拠金代用	209
その他の受入保証金代用	1
計	24,758

3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,438百万円

[損益計算書に関する注記]

該当事項はありません。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 75,689,033株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 3,567,142株
3. 剰余金の配当に関する事項
当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	667	9.0	平成26年3月31日	平成26年6月27日

平成26年10月29日取締役会	普通株式	利益剰余金	399	5.5	平成26年9月30日	平成26年12月2日
-----------------	------	-------	-----	-----	------------	------------

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	793	11.0	平成27年3月31日	平成27年6月26日

4. 自己株式および発行済株式に関する事項

(1) 自己株式の変動事由の概要

- ①増加数1,995,112株の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加

1,993,700株

単元未満株式の買取りによる増加 1,412株

- ②減少数1,600,000株の内訳は、次のとおりであります。

消却による減少

1,600,000株

(2) 発行済株式の変動事由の概要

自己株式の消却により1,600,000株減少しております。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

(単位：百万円)

繰延税金資産

賞与引当金

221

その他

111

繰延税金資産合計

333

(2) 固定資産（負債）

繰延税金資産	
減価償却費	9
退職給付費用	797
未払役員退職慰労金	110
ゴルフ会員権評価損	26
金融商品取引責任準備金	31
投資有価証券評価損	630
減損損失	155
資産除去債務	107
その他	5
繰延税金資産小計	1,874
評価性引当額	△1,828
繰延税金資産合計	45
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,449
資産除去債務に対応する除去費用	△40
繰延税金負債合計	△2,489
繰延税金資産（負債）の純額	△2,444

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	35.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.0
住民税均等割	0.7
評価性引当額の増減	△17.3
税率変更による期末繰延税金資産（負債）の減額修正	6.3
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が225百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が24百万円、その他有価証券評価差額金が250百万円それぞれ増加しております。

[退職給付に関する注記]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金制度として、退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)
退職給付債務の期首残高	2,692
勤務費用	126
利息費用	29
数理計算上の差異の発生額	19
退職給付の支払額	△158
退職給付債務の期末残高	2,709

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

非積立型制度の退職給付債務	2,709
未積立退職給付債務	2,709
未認識数理計算上の差異	△189
未認識過去勤務費用	△53
貸借対照表に計上された負債	2,466
退職給付引当金	2,466
貸借対照表に計上された負債	2,466

(3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位：百万円)

勤務費用	126
利息費用	29
数理計算上の差異の費用処理額	2
過去勤務費用の費用処理額	19
確定給付制度に係る退職給付費用	178

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.1%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、107百万円でありました。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、有価証券の売買、売買の取次ぎ、引受・売出しおよび募集・売出しの取扱い等

の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

金融資産の主なものには現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産があります。現金・預金は運転資金であります。余剰時には信用取引の自己融資に振り向けております。預託金は、金融商品取引法に基づく顧客分別金の信託額等であります。トレーディング商品は、収益確保のための純投資等であります。投資有価証券は、主に政策投資株式および国債であり、経営会議または取締役会において投資あるいは売却につき審議しております。信用取引資産については、お客さまの信用取引における買建金額および売建金額の証券金融申込金額であります。売建てについては、すべて証券金融会社からの借株によっております。

金融負債の主なものには借入金、預り金、信用取引負債、受入保証金があります。借入金については、資金需要に応じて増減させることを基本としておりますが、資金余剰時においても、緊急時の対応や金融機関との良好な関係を保つため、最低限の借入は維持しております。また借入実績のない金融機関に対しても借入枠を確保するよう努めております。預り金については、主にお客さまとの取引に伴い発生する一時的な口座残金であります。信用取引負債については、お客さまの売建金額および証券金融会社から融資を受けている買建金額であります。証券金融会社から融資を受けている金額については、極力自己資金との差替え（自己融資）を実施し、支払利息の削減に努めております。受入保証金については、お客さまの信用取引や先物取引に伴い受入れている担保金であります。

デリバティブ取引については、主に外国債券の販売に伴う為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容およびリスクならびにリスク管理体制

金融資産の主なものは現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産があります。現金については、紛失・盗難リスクがありますが、お客さまとの決済を振込みに限定し、必要最小限の残高にとどめております。預金については、国内預金はペイオフへの対応として当座預金および普通預金（決済性預金）のみとしております。外貨預金については、金融機関の信用リスクおよび為替変動リスクがありますが、有価証券の決済資金のみの取引に限定しております。預託金は、その内容が顧客分別金信託ではありますが、信用力の高い金融機関に信託しております。トレーディング商品は、主に国内外の債券であり、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク等がありますが、保有額を自社で設定した限度枠内にとどめることで管理しております。投資有価証券は、主に国内の上場・非上場の政策投資株式および国債であり、価格変動リスク、信用リスクおよび金利変動リスクがありますが、その運用について経営会議や取締役会において慎重に検討しております。信用取引資産については、お客さまに対する与信金額の貸倒れリスクがありますが、顧客管理に関する社内ルールで定めた委託保証金率に基づいて担保を受け入れ、日々、営業部店および本社管理部門にて与信管理を行っております。

金融負債の主なものには借入金、預り金、信用取引負債、受入保証金があります。借入金については、金利変動リスクがありますが、主に短期の借入れと

することによりリスクを抑制しております。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、借入枠の確保や自己融資から信用取引借入金へ振り向けることにより対応しております。預り金、信用取引負債および受入保証金については、リスクはありません。

デリバティブ取引については、主に外国証券の販売に伴う銀行との為替予約取引でお客さまの実需に対応するものであり、実質的な為替変動リスクを負うものではありません。

トレーディング商品およびデリバティブ取引については、リスク管理部において日々監視および検証を行い、その結果を内部管理統括責任者等に報告しております。また、市場リスクの限度枠については、市場の変動や財務の健全性を勘案して市場リスクの検証を行いつつ、必要に応じ見直しを行っております。

(市場リスクに関する定量的分析)

当社は、市場リスクに関して定量的分析を行っておりません。

なお、金利変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は投資有価証券および商品有価証券に分類される債券ではありますが、その他のすべてのリスク変数が一定の場合、平成27年3月31日現在の金利が、10ベースポイント（0.1%）低ければ、その時価は31百万円増加し、10ベースポイント高ければ、31百万円減少するものと考えられます。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	20,842	20,842	—
(2) 預託金	12,000	12,000	—
(3) 商品有価証券等および投資有価証券	16,184	16,184	—
① 売買目的有価証券	2,871	2,871	—
② その他有価証券	13,312	13,312	—
(4) 信用取引資産	10,547	10,547	—
① 信用取引貸付金	10,047	10,047	—
② 信用取引借証券担保金	499	499	—
(5) 募集等払込金	2,858	2,858	—
資産計	62,432	62,432	—
(1) 預り金	13,590	13,590	—
(2) 信用取引負債	1,911	1,911	—
① 信用取引借入金	953	953	—
② 信用取引貸証券受入金	958	958	—
(3) 受入保証金	862	862	—
(4) 約定見返勘定	2,419	2,419	—
負債計	18,784	18,784	—
デリバティブ取引（※）	0	0	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しておりますが、合計で正味の債務となるものではありません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品有価証券等および投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または金融機関が提示している価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

① トレーディングに係るもの

(商品有価証券等（売買目的有価証券）)

種類	資産	
	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）	
債券	△76	

② トレーディングに係るもの以外

その他有価証券

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,770	11,243	8,472
	債券	1,988	2,050	61
	国債	1,988	2,050	61
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	小計	4,759	13,293	8,533
	株式	19	19	△0
合計		4,779	13,312	8,533

(4) 信用取引資産、(5) 募集等払込金

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 預り金、(2) 信用取引負債、(3) 受入保証金、(4) 約定見返勘定

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (通貨関連)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	66	—	0	0
	合計	66	—	0	0

(注) 為替予約取引の時価の算定方法は、貸借対照表日の先物為替相場によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、前表「資産 (3) ② その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式 (※1)	428
②投資事業有限責任組合 (※2)	16

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
現金・預金	20,842	—
預託金	12,000	—
信用取引資産	10,547	—
募集等払込金	2,858	—
合計	46,248	—

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
信用取引借入金	953	—

[資産除去債務に関する注記]

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社の営業店舗には、自社物件と賃借物件のものがあり、自社物件については解体工事のうち建設リサイクル法に係る支出部分、賃借物件については退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は15年から50年と見積り、割引率は国債の利回りを基に1.4%から2.2%を採用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	329百万円
不動産賃貸借契約に伴う増加額	6百万円
借地権付建物の売却による減少額	9百万円
時の経過による調整額	6百万円
期末残高	333百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社	小林協栄株式会社	東京都中央区	100	有価証券の取得・運用ならびに融資およびその斡旋、債務保証業務	(被所有) 直接 4.54	当社の大株主	自己株式の取得	140	—	—

- (注) 1. 小林協栄株式会社は、当社代表取締役会長小林一彦およびその近親者が議決権の54.6%を所有しております。
2. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は平成26年8月22日の終値であります。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	543円49銭
1株当たり当期純利益	34円04銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

▶ 監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

水戸証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 青木 裕 晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安藤 武 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水戸証券株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、継続的な改善が図られていると認められ、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等からは開示すべき重要な不備に該当する事項が存在しない旨及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからは開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

水戸証券株式会社 監査役会

常勤監査役	猪	狩	久	夫	㊟
常勤監査役	冲	村	哲	志	㊟
社外監査役	大	野	了	一	㊟
社外監査役	尾	林	雅	夫	㊟

以上

〈メ モ 欄〉

A series of 20 horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会場

当社水戸支店 7階会議室

茨城県水戸市南町二丁目6番10号
電話 (03)6739-0310(大代表)



最寄駅

JR水戸駅下車北口より徒歩約15分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを
使用しています。